

令和4年12月9日

居宅介護支援事業所 各位

那覇市福祉部
ちやーがんじゅう課
(公印省略)

介護予防支援業務の受託について（協力依頼）

時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素より、本市の介護保険事業へご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、要支援者の介護予防支援業務につきましては、地域包括支援センター及び、地域包括支援センターから委託を受けた居宅介護支援事業所に対応していただいております。

各地域包括支援センターにはケアプランナーを配置し、介護予防ケアマネジメント及び介護予防サービス・支援計画書の作成を行っておりますが、近年、介護認定者の増加等に伴い、地域包括支援センターのみでは速やかにケアプランを作成することが困難な状況が生じてきております。

居宅介護支援事業所が当該業務を受託しやすい環境づくりとして、令和3年度には、介護予防支援委託時における居宅介護支援事業所との適切な情報連携等を評価する新たな委託連携加算が創設されております。

つきましては、居宅介護支援事業所の皆様には、要支援者が必要なサービスを受けて、自立した生活を営めるよう、地域包括支援センターから介護予防支援業務の委託について依頼がありましたら、できるだけ受託いただきますよう、ご理解とご協力の程よろしくお願い申し上げます。

添付資料

1. 指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準
2. 介護予防支援の充実

問い合わせ
那覇市ちやーがんじゅう課
包括的支援グループ
担当：渡久地・近藤
電話：098-862-9010